



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 62 2008年12月03日

韓国特許の公費の改定について

記

韓国特許庁は、審査請求料、審判請求料並びに特許料(年金)を改定し、2009年1月1日より施行すると立法予告しました。

その主な改定内容案を下記のとおり、ご案内致します。

1. 審査請求料の基本料及び加算料を 19.3%及び 25%引き上げる。
2. 審判請求料の基本料及び加算料を 50%及び 36.4%引き上げる。
3. 新料金の施行後に特許決定された出願のみを対象に特許料(第1乃至3年度の年金)を引き下げる。(例えば、請求項が10項の場合は、15.7%引き下げとなる。)
4. 特許料(第4乃至6年度の年金)を引き下げる。(例えば、請求項10項の場合は、7.5%引き下げとなる。)
5. 特許料(第7乃至9年度の年金)を引き下げる。(例えば、請求項10項の場合は、2.8%引き下げとなる。)

従って、料金引上げが予定されている審査請求又は審判請求については、新料金の施行前にその手続きを行う方が費用の面において有利であります。

以上

(情報提供:特許法人 KOREANA)